

# 幼児教育の無償化 10月からスタート

## ○保育料について

### ◆3歳児～5歳児までの子ども

保育料(利用者負担額)は無償となります

手続きは必要ありません。

- ・保育料とは別に、通園送迎費、給食費、その他園が定める徴収金などは保護者様の負担です。
- ・これまで保育料に含まれていた副食費(おかず、おやつ代)も、保育料とは区別して徴収します。(詳しくは裏面をご覧ください。)

ただし、副食費は、年収360万円未満相当世帯の子どもはすべて免除、それ以外の世帯の子どもは第2子半額、第3子以降は全額免除です。

### ◆0歳児～2歳児までの子ども

住民税非課税世帯のみ保育料(利用者負担額)は無償となります

手続きは必要ありません。

- ・住民税課税世帯については、多子世帯の負担軽減の観点から、第2子半額、第3子以降は無償となります。
- ・保育料とは別に、園が定める徴収金などは、保護者負担です。  
(ただし、副食費は現行どおり保育料に含まれます)

(問合せ先)

長浜市教育委員会事務局幼児課

TEL:0749-65-8607

Mail:youji@city.nagahama.lg.jp

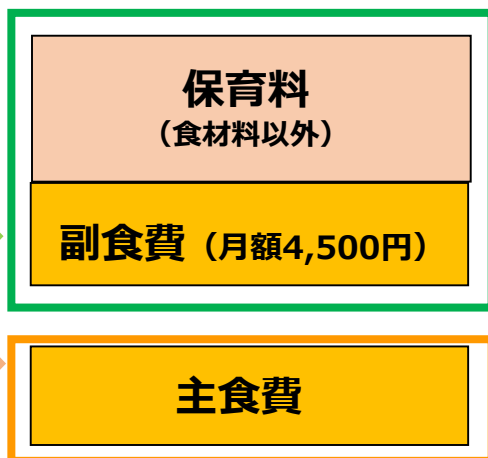
## 無償化に伴い副食費が実費徴収となります

保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者様のご負担となります。**

～これまで～



保護者の皆様



市役所



～無償化後（2019年10月以降）～



保護者の皆様



保育料の支払いは不要になります。

主食分と副食分の給食費をまとめてお支払いいただきます。



市役所

※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもはすべて免除、それ以外の世帯の子どもは第2子半額、第3子以降は全額免除

問い合わせ先:長浜市教育委員会事務局幼児課

TEL:0749-65-8607